

改正案

現行

<p>別表第二号の二第2 非常局、気象援助局、標準周波数局、標準周波数局、特別業務の局、海岸局、基地局、携帯基地局、無線呼出局、陸上移動中継局、陸上局、移動局、特定実験試験局及び実験試験局の工事設計書の様式（第4条、第12条関係）</p>	<p>別表第二号の二第2 非常局、気象援助局、標準周波数局、標準周波数局、特別業務の局、海岸局、基地局、携帯基地局、無線呼出局、陸上移動中継局、陸上局、移動局、特定実験試験局及び実験試験局の工事設計書の様式（第4条、第12条関係）</p>
<p>様式 (略) 注1～8 (略) 9 7の欄は、次によること。 (1) (略) (2) 通過帯域幅の欄は、受信周波数が470MHz未満の場合は6 d B低下の幅を470MHz以上の場合は3 d B（設備規則第49条の7及び第54条第1項第4号に規定する条件に適合する無線局並びに1,215MHzを超え2,690MHz以下の周波数の角度変調の電波を使用する単一通信路の陸上移動業務の無線局（設備規則第49条の6の2、第49条の7の2及び第49条の7の3に規定する条件に適合する無線局を除く。）にあつては、6 d B）低下の幅を「16kHz」又は「3.3kHz」のように記載すること。負帰還位相検波方式等の場合にあつては、実効雑音通過帯域幅を記載すること。 (3) (略) 10～35 (略)</p>	<p>様式 (略) 注1～8 (略) 9 7の欄は、次によること。 (1) (略) (2) 通過帯域幅の欄は、受信周波数が470MHz未満の場合は6 d B低下の幅を470MHz以上の場合は3 d B（設備規則第49条の7、<u>第49条の15及び第54条第1項第4号に規定する条件に適合する無線局並びに1,215MHzを超え2,690MHz以下の周波数の角度変調の電波を使用する単一通信路の陸上移動業務の無線局（設備規則第49条の6の2、第49条の7の2及び第49条の7の3に規定する条件に適合する無線局を除く。）</u>にあつては、6 d B）低下の幅を「16kHz」又は「3.3kHz」のように記載すること。負帰還位相検波方式等の場合にあつては、実効雑音通過帯域幅を記載すること。 (3) (略) 10～35 (略)</p>
<p>別表第二号の三第1 簡易無線局（パーソナル無線を除く。）、構内無線局、陸上移動局、携帯局及び船上通信局の無線局事項書及び工事設計書の様式（第4条、第12条関係）</p>	<p>別表第二号の三第1 簡易無線局（パーソナル無線を除く。）、構内無線局、陸上移動局、携帯局及び船上通信局の無線局事項書及び工事設計書の様式（第4条、第12条関係）</p>
<p>様式 (略) 注1～23 (略) 24 24の欄は、コード表に掲げる装置がある場合に限り、コード表により該当するコード及び記載事項を記載すること。ただし、時分割多元接続方式携帯無線通信、符号分割多元携帯無線通信及び時分割・符号分割多重方式携帯無線通信を行う陸上移動局については、記載を要し</p>	<p>様式 (略) 注1～23 (略) 24 24の欄は、コード表に掲げる装置がある場合に限り、コード表により該当するコード及び記載事項を記載すること。ただし、時分割多元接続方式携帯無線通信、符号分割多元携帯無線通信、<u>時分割・符号分割多重方式携帯無線通信及び空港無線電話通信</u>を行う陸上移動局につ</p>

ない。また。MCA陸上移動通信を行う陸上移動局の制御装置について
は、記載を要しない。
25～40 (略)

いては、記載を要しない。また。MCA陸上移動通信を行う陸上移動
局の制御装置については、記載を要しない。
25～40 (略)